

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成29年3月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 起業者の名称
香川県及び高松市
- 2 事業の種類
二級河川香東川水系椋川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事
- 3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 香川県高松市塩江町安原上東字菖蒲野地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しよ うとする 土地の面 積(㎡)	使用しよ うとする 土地の面 積(㎡)	備 考
	公 簿	現 況	公 簿	実 測			
1435番 2	宅 地	宅 地	472.44	474.18	354.64	5.57(イ) 2.18(ロ) 5.15(ハ)	(収用しようとする土地の 区域) 添付実測平面図のD100、 D101、D102、D103、D104、 D105、E6007、E6006、 D126、D125、D124、D123、 D122、D121、D120、E6001、 E6000、E6011、E6012、 D119、D118、D117、D116、 D115、D114、D113、D112、 D111、D110、D109、D108、 D107、D106、E6018、 E6019、E6020、E6021、 E6022、E6023、E6024及 びD100の各点を順次結ぶ直 線で囲まれた区域 (使用しようとする土地の 区域) 添付実測平面図のD106、 D107、D108、D109、D110、 D111、D112、D113、D114、 D115、D116、D117、D118、 D119、F219、F218、F217、 F216、F215、F214、F213、 F212、F211、F210、F209、 F208、F207、F206及びD106

							<p>の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域 (イ)</p> <p>添付実測平面図のD120、D121、D122、D123、D124、D125、D126、E6003、F226、F225、F224、F223、F222、F221、F220、E6002及びD120の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域 (ロ)</p> <p>添付実測平面図のF200、F201、F202、F203、F204、F205、D105、D104、D103、D102、D101、D100及びF200の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域 (ハ)</p>
1434番 5	宅 地	宅 地	21.00	21.67	21.62	0.05(ニ)	<p>(収用しようとする土地の区域)</p> <p>添付実測平面図のE6006、E6007、E6005、E6004、D127、D126及びE6006の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域</p> <p>(使用しようとする土地の区域)</p> <p>添付実測平面図のD126、D127、E6003及びD126の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域 (ニ)</p>

(「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

夏田香賀江 大阪府大阪市港区八幡屋1丁目16番9号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した日

平成29年3月14日